大東建託グループの皆さまへ

団体総合生活補償保険

募集のご案内

お得にご加入いただける 自動車保険もご用意しております! 詳細は二次元コードからアクセス!



衝撃の割引率 28.0%





※ご家族も割引が適用になります。



おすすめ

「日常生活賠償特約」は自転車事故等

ご加入に際して必ずお読みください

自動継続方式

保 険 期 間:2024年3月1日午後4時から2025年3月1日午後4時までの1年間

加入申込締切日: 2024年1月24日(水)

保険料の払込方法:給与からの第1回引去日2024年4月15日(月)

〈自動継続の取扱いについて〉

本契約は自動継続のため、前年からご加入されている方につきましては、お申し出がない場合、前年ご加入の内容に応じたセットでのご加入となります。 (年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となるのでご了承ください。)

【ネットお手続方法】

■大東建託・大東建託パートナーズ・大東建託リーシング・ガスパルグループ・インヴァランス所属の方メールにてご案内のID・PWで専用ページにログインのうえ、お手続をお願いいたします。

■上記以外のグループ会社所属の方

〈前年よりご加入の方〉

別途書面にてご案内の ID・PW で専用ページにログインのうえ、お手続をお願いいたします。 〈新規にご加入の方〉

ID・PW の事前発行はございません。

専用ページにログインの際は、(ログイン ID・PW をお持ちでない方)を選択いただき、お手続下さい。また、<申込人情報入力画面>にて以下内容を入力下さい。

- ・アクセスコード「kentaku1234」を入力
- ・「職場名」に所属会社名を入力

あなたとご家族のライフプランに必要な補償は 不足していませんか?



※公的給付は該当される場合に限ります。

INDEX

<自動継続の取扱いについて>

●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じた セットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令に よる保険料となりますのでご了承ください。)

ケガと病気の保険

基本セット(個人型)

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

万一のケガや病気に 備える保険です。

- ★ (団体割引率20%、損害率による割引率15%適用) ★前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って 割引率が適用されます。



例えばこんなときにお役に立ちます







スキー中に ケガをした



火事にあい ケガをした



自転車で転んで ケガをした



病気で入院した



病気で手術を受けた

基本セット

POINT1

ケガ・病気いずれも補償

POINT3

疾病入院保険金をお支払いする入院が終了し、退 院後、その病気の治療のため通院した場合にも保 険金をお支払いします!「疾病通院保険金」

POINT2

日帰り入院から保険金をお支払いします。 短い入院でもお役に立ちます!



POINT4

天災(地震もしくは噴火またはこれらを原因と する津波) によるケガにも保険金をお支払いし ます!「天災危険補償」

■保険料と保険金額

	セット名		10	20	30	40	50
		疾病入院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
	病気	疾病手術保険金		完中に受けた手術 以外の手術の場合		、院保険金日額の 、院保険金日額の	
	Χů	疾病通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
/=		疾病放射線治療保険金		疾病入	院保険金日額の	10倍	
1未 険		傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	400万円	600 万円	800万円	1,000万円
保険金額		傷害入院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
祖	ケガ	傷害手術保険金		完中に受けた手術 以外の手術の場合		、院保険金日額の 、院保険金日額の	
	73	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
		天災危険補償	地震			図とする津波に う支払いします。	
		生後15日~4才	730円	1,440円	2,190円	2,890円	3,610円
		5~9才	690円	1,360 円	2,060円	2,720 円	3,400円
		10~14才	630円	1,230円	1,870円	2,470 円	3,080円
		15~19才	630円	1,240円	1,880円	2,470 円	3,090円
		20~24才	660円	1,310円	1,980円	2,610円	3,270円
		25~29才	710円	1,400円	2,140円	2,820 円	3,520円
	30~34才		750円 760円	1,500円	2,260円	2,990 円	3,730円
月		35~39才		1,520円	2,300円	3,040円	3,790 円
月払保険料	40~44才		780円	1,530円	2,330円	3,070円	3,820円
険	45~49才		850円 950円	1,670円	2,540円	3,330円	4,150円
科		5 0~5 4才		1,900円	2,870円	3,750円	4,660円
		55~59才	1,120円	2,220円	3,360円	4,400円	5,460円
		60~64才	1,390円	2,770円	4,190円	5,480円	6,790円
		65~69才	1,880円	3,750円	5,640円	7,380円	9,140円
		70~74才	2,570円	5,130円	7,730円	10,080円	12,450円
		75~79才	3,960円	7,910円	11,880円	15,510円	19,160円
		80~84才	5,970円	11,940円	17,920円	23,460円	29,020円
	85~89才		6,650円	13,290円	19,950 円	26,120円	32,310円

- ●年令は保険始期日時点(2024年3月1日)の被保険者の満年令となります。
- ●ご加入される方(被保険者)の年令は生後15日以上満89才以下となります。

ケガと病気の保険

先進医療を受けなければならなくなった…、 ゴルフでホールインワンを達成した…、 などの場合に備えた特約を選ぶ事ができます。

先進医療費用~先進医療費用保険金補償特約~

●「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。)をいいます。

●先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。



先進医療費用保険金補償特約に新たに加入される場合は、健康に関する告知が必要です。 (既に「ケガと病気の保険」に加入されている方でも、再度告知が必要になります。再告知の結果、ひとつでも「はい」がある場合はお引受けできません。この場合は、先進医療費用部分だけではなく基本補償についてもお引受けできませんので、ご注意ください。)

詳細は18ページをご参照ください。

■保険料と保険金額

先進医療費用保険金額

セット名

s **1.000**万円

(交通費・宿泊費を含みます)

月払保険料

50円

携行品損害補償

~携行品損害補償特約~

例えばこんなときにお役に立ちます

海外旅行中 ハンドバッグを ひったくられた 外出先で 誤ってカメラを 落として壊した 旅行中、 トランクが壊れて しまった





■保険料と保険金額

セット名K携行品損害保険金額
(免責金額3千円)20万円月払保険料90円

●携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

住宅内生活用動産補償

~住宅内生活用動産補償特約~

例えばこんなときにお役に立ちます

火災で家財に 損害が生じた (国内のみ補償)



泥棒に入られて 衣類を盗まれた (国内のみ補償)



■保険料と保険金額

住宅内生活用動産保険金額 (免責金額3千円)

セット名

100万円

月払保険料

790円

ホールインワン・アルバトロス費用補償

例えばこんなときにお役に立ちます

ホールインワンを達成した (国内のみ補償)



■保険料と保険金額

セット名Hホールインワン・アルバトロス
費用保険金額30万円月払保険料240円

●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。(詳細は、9ページの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。)

- ●このオプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険特約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
 - ★前年度で加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

量の保険

法律上の損害賠償責任を 負われたときに備える保険です。

★(団体割引率20%、損害率による割引率15%適用)

★前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って 割引率が適用されます。



√4つの特長//

ご本人がご加入になればご家族*も 自動的に補償の対象になります。

ご家族の範囲は12ページ『ご加入にあたってのご注意』および10ページの「保険金をお支払いする場合」をご確認ください。

国内示談交渉サービス付

国内・海外*での事故も対象。

*示談交渉サービスは日本国内のみ対象です。 *電車等を運行不能にした際の賠償責任は、日本国内のみの補償 です。

被害者に支払う治療費・修理費などの損害賠償金 判決により支払を命ぜられた訴訟費用や、応急手当 の費用等をお支払いします。

※賠償の保険のみのご加入はできません。「ケガと病気の保険」とあわせてご加入ください。

常生活賠償特約

例えばこんなときにお役に立ちます

キャッチボールをしていて 風呂をあふれさせ、階下の 自転車に乗っていて、 他人の家の窓ガラスを割った 他人の住人宅を水浸しにした 他人にケガをさせた







■保険料と保険金額

5A セット名 日常生活賠償保険金額 2億円 月払保険料 110円

※免責金額はありません。

●被保険者の範囲は10、12ページをご確認ください。

●日常生活賠償特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険特約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄 になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

今、あなたに必要な補償は?加入例をご紹介しま



■迷ったときにはまず••• 健康なうちに病気補償に加入!病気もケガも賠償事故もしっかり補償!!



ケガと病気

┿┪携行品損害補償)

Kセット=90円

日常生活賠償特約

合計保険料(月払)

24 才

50セット=3,270円

自転車に乗られる方には・・・ スケールメリットを活かした低廉な保険料でご自身のケガへの備えと、 賠償事故をカバー!!



ケガと病気

日常生活賠償特約

5Aセット=110円

合計保険料(月払)

5Aセット=110円

自転車による 高額な賠償事故が 近年話題になっています

0 ***** 加害者になったときの 備えも大切です!

32才 10セット=750円

■日常生活のリスクにしっかりと備えたい!



先進医療費用 日常生活賠償特約

Sセット=50円

5Aセット=110円

合計保険料(月払)

住宅内生活用動産補償

Jセット=790円

50セット=3,820円

お申込み前に必ずお読みください *印を付した用語については、11ページの「**印の用語のご説明(団体総合生活補償保険)」をご覧ください。(各欄の初出時のみ**印を付しています。)

1	呆険	金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	保険期間中の事 故によるケガ※ のため、事故の 発生の日からそ の日を含めて 180日以内に死 亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ
		害保険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	保険期間中のが出版である。 (保険期間を の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	[傷害死亡・後遺障害保険金額 × 的款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。。	●脳疾患、病気**または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ の治療*以外の外科的手術その他の医療 処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等 免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核数物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)
田		陳 並 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	似によるケカ** のため、入(のまか、)でもれた場合(以下、この状態を)で、この状態をしいいます。)	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※ (1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払 うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日 の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保 険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被っ た場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
団体総合生活補償保険(MS & AD型)	傷害保険金	険金 ★傷害補償 (MS&AD 型)特約	故によるケガ* の治療*のため、	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合[傷害入院保険金日額 × 10] ②①以外の手術の場合[傷害入院保険金日額 × 5] (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合/傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合/その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合/その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 **過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を復数回受けた場合/その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(補償対象外となる運動等) 山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。(*3)職務として操縦する場合は含みません。(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュー
		険金 ★傷害補償	体故のさ下 [い注] 「対のでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	(注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※ (1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金をを	ト型超軽量動力機は含みません。 〈補償対象外となる職業〉 オートテスター(テストライダー)、オート バイ競争選手、自動車競争選手、自転車競 争選手(競輪選手)、モーターボート(水上 オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取 扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボ クサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の 危険な職業

	保险	食金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		険金 ★疾病 大物等 大物等 大物等 大物等 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	最初のご契約の保険期間の開始後とします。	入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱※、泰朝による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争 危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足り
豆体総合生活補償保険(MS &	\	★特介でである。 大学の は、 は、 大学の は、 大学の は、 大学の は、	入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合(*)病気を補関する加入タイプに継続加入してきた場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	10 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	●健康会院 と と で と で と で で と で と で で と で で と で で と で
AD型)		治療保病 ★疾病 大学 特約 大学 特納 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	入院保険金の支払対象期間**(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	お支払いします。 疾病入院保険金日額× 10 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を 受けた場合は、いずれか1つのみ保険金を 支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払う場合は、疾病放射線治療保険金が見まが、疾病放射線治療保険金が割り、疾病放射線治療を複数回受けた支払いりを さいでは、疾病が見たのの日を含いたのの日を含めて 60 日以内に受けたが射線が高については、保険金をお支払いしません。	がた場合は、保険金の全額またにはいるに場合は、保険金の全額またにはには、保険金の全額をお支払いすることがありにます。 (*3)公的医療保険を定める法令する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「家族療養費」、「家族療養費」、「家族療養費」、います。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を補償場合は、継続がある。との事を含みます。 (*5)病気と西補に場ってきた。 (*5)病気できがいるのでは、一般では、一般では、大きの病気が、大きの病気が、大きないのでは、大きないのでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない
		険金 ★疾病補償 特約	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	(注1)疾病通院の日数には以下の日数を含・疾病入院の終了した日の翌日から起鏡(180日)が満了した日の翌日以降の疾支払対象期間(1,095日)内に疾病入院保険金の支払した日のいずれの早り・1回の疾病入院*について疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達(注2)疾病入院保険金をお支払いする期間険金をお支払いする期間険金をお支払いする場合」に該当する場合した該当する病気を重ねてはお支払いしません。(注3)疾病入院の退院日の翌日からその疾病入院の原因となった病気みます。)によって再度疾病入院に	章して疾病通院保険金の支払対象期間* に病通院の日数。なお、疾病入院保険金のが終了していない場合には、疾病入院の が終了していない場合には、疾病入院の 地対象期間が満了した日の翌日から起算 い日が疾病入院の終了した日となります。 金を支払うべき日数の合計が疾病通院保 した日の翌日以降の疾病通院の日数 中に疾病通院された場合は、疾病通院保 中にさらに疾病通院保険金の「保険金を 気*を発病*した場合は、疾病通院保険金 日を含めて180日を経過する日までに、 (これと医学上因果関係がある病気*を含 該当した場合で、前の疾病入院の終了後、 即に疾病通院されたときは、その日数を

(注4)補償内容が同様の保険契約(異な

る保険種類の特約や引受保険会社 以外の保険契約を含みます。)が他

にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入くださ

●携行品である液体の流出による損害。

ただし、その結果として他の携行品に 発生した損害を除きます。

●携行品の置き忘れまたは紛失による損

●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 (テロ行為による損害は、条件付戦争危 険等免責に関する一部修正特約により、 保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因

●核燃料物質等の放射性・爆発性等によ

●別記の「補償対象外となる主な『携行

など

とする津波による損害

る損害

品』の損害

	1	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		動害★動☆約用用) おおり は いっぱい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はい	保険期間中の日本国内における 偶然などのにはされるとは、 大優にの用るとは、 大優にの用るとは、 大優にの用るとは、 大優にの用るとは、 大優にできる生活をは、 大の所が発生した。 は、 大の所が発生した。 は、 大のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	損害の額 ・免責金額**(1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。 ただし、被害物が責金属、宝玉、保険価額にまただし、被害物が責金属、宝玉、保険価額にいて定めます。なお、被害物の損傷を態にしるる場合に必要な修繕費ともつません。るるのに必要な修繕費が再調達価額を超さるのに必要な修繕費が再調達価額を過ぎるの価値の下落、修繕費が再調達価額を過ぎるのにおいても、修繕費が再調達価額を過ぎる。 (注2) 損害の額は、貴金属、宝工、1をは、1対にのいても、修繕費が再調達価額を過ぎる。(注2) 損害の額は、貴金属、宝工、1をは、1対にのいても、修繕費が再が、電量をは、1対にのいては、1が、1が、1が、1が、1が、1が、1が、1が、1が、1が、1が、1が、1が、	●保険契約者を表すのというでは、 ・保険契約者を表するとは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・ででは、 ・では、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でが、 ・でが、 ・でが、 ・でが、 ・でが、 ・ででは、 ・でがが、 ・でががが、 ・でががが、 ・でがががが、 ・でがががががががががががががががががががががががががががががががががががが
!		(住在保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	損害保険金が支払われる場合	損害保険金 × 30% (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、1 敷地内ごとに 100万円が限度となります。 (注2)臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合うされず、最も高い限度額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	による損害を除きます。 ●生活用動産である液体の流出による 損害。ただし、その結果として他の生 活用動産に発生した損害を除きます。 ●生活用動産の置き忘れまたは紛失に よる損害 ●生活用動産に加工(修理を除きます。) を施した場合、加工着手後に発生し た損害
	土活補償保険(M	(住住を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	損害保険金が支払われる場合		たは技術の出劣によって発生したって発生したの事的によって発生した人気による損害を除きます。産いた人気による損害を除き活用動産に発生した損害 ● 計算生した損害 ● 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)のの音色または音質の変化による損害、発害のを引き、発言した損害。 ● 戦争、行力で等のではる損害は、条修となります。との他の変乱を損害している。 ・ は、一、のの変しないでは、のの音色は、条修となりままして、一、ののでは、ののでは、、ののでは、ののでは、、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、、ののでは、ののでは、ののでは、、ののでは、ののでは、、ののでは
		動産保険金) 失火見 大人皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇 大皇	で有し発。者合被るかの有方名を は保には、 は保には、 は保には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	被災世帯の数 × 20 万円 (注1) 保険金のお支払額は、1 回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額※(*)を超る場合は、再調達価額とします。)の 20%に相当する額が限度となります。(注2)失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の合う、生火見舞費用保険金のお支払額は単端のお支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。「注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含めます。)が他にある場合、補償の重複が発生する。かが他にある場合、補償の重複が発生する、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*)貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。	因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など

補償保険用)

ホールインワ 日本国内のゴルフ場*において 次の費用のうち実際に支出した額 ア・贈呈用記念品購入費用(*1)

保険金をお支払いする場合

撃*したホールインワンまた はアルバトロス

ア. 同伴競技者※

イ. 同伴競技者以外の第三者(同 具体的に 伴キャディ※等。 は次の方をいいます。)

同伴キャディ、ゴルフ場使用 人、ゴルフ場内の売店運営業 者、ワン・オン・イベント業 者、先行・後続のパーティの プレイヤー、公式競技参加者、 公式競技の競技委員、ゴルフ 場に出入りする造園業者・工 事業者 など

- (注)原則として、セルフブレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフブレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。
- ②達成証明資料(* 1)によりそ の達成を客観的に証明できる ホールインワンまたはアルバ トロス

- かるが、対象となるホールイン ワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9 ホールを正規にラウンドし、
- 1 名以上の同伴競技者と共 (公式競技の場合は同伴競技 者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバ プレー中の トロスで、
- ●その達成および目撃証明を引 受保険会社所定のホールイ ワン・アルバトロス証明書(* 2)により証明できるものに 限ります。
- (*1)「達成証明資料」とは、と デオ映像等によりホー インワンまたはアルバト ロスの達成を客観的に確 認できる記録媒体に記録 された映像等資料をいい ます。
- (*2)[引受保険会社所定の ホールインワン・アルバ トロス証明書]には次の すべての方の署名または 記名・押印が必要です。

(a)同伴競技者

- (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合
- は不要です) (c)ゴルフ場の支配人、責任者 またはその業務を代行もし くは行使する権限を有する
- (注)この特約は、ゴルフの競技 または指導を職業としてい る方が被保険者となる場合 にはセットすることができ ません。

とが適当な社会貢

9 るセーュメント等の費用(たたし、保険金額の 10%が限度となります。) (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、 商品券等の物品切手、プリペイドカードは含 まれません。ただし、被保険者が達成を記念 して特に作成したプリペイドカードは贈呈用 記念品に含みます。 (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進 会への寄付をご希望される場合などを含みま

す。

- (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワンアルバトロスごとにホールインワンアルバトロス費用保険をおります。
- (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険制度)、 では、 1000円 では、 を問いません。) ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単 純に合算されず、最も高い保険金額が限度と なります。
- はります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定の ホールインワン・アルバトロス証明書および 各種費用の支払いを証明する領収書等の提出 が必要となります。

●日本国外で達成したホールインワン* またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワ ノまたはアルバトロス

●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールイン ワンまたはアルバトロス

(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇 いを含みます。

日常生活賠償保 (①保険期間中の次のア、または
● でいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、規権者・法定監養務者に代わって責任無能力者を監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督義務者とします。同居の親族に限ります。同居の親族に限ります。同居の親族に限ります。同居の親族にとします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者とします。「方に黄化います。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の条類等内の血族および3 親等内の血族および3 親等内の血族の大きたとします。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の未婚の子といいます。 (☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 病気※を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。 (*2)疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

補償対象外となる主な「携行品」および「生活用動産」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカー トおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。) およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレッ ト端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、 有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカー ドを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、<u>漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象と</u> なります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

(注)[生活用動産] の場合、補聴器および漁具は補償対象となります。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に 関する一部修正特約 (自動セット) 保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象 テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯 の主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。	
	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。
天災危険補償特約 (自動セット)	同様の取扱いとなる保険金
	・先進医療費用保険金

※印の用語のご説明(団体総合生活補償保険)
 ●「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
 ●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
 ●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 ●「1回の疾病入院」とは、疾保入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。「ギブス等」とは、ギブスシャーレ、シーネをの他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、劉(けい)・椎カラー、「競技等」とは、競技、競争、興行(*)・または試運転をいいます。
 ●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)・または試運転をいいます。また、(*)いずれもそのための練習を含みます。
 ●「頸(けい)・部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
 ●「対」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的

「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

きます。

- ●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限ります。・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
 ・「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
 ●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをしいます。
- 「ヨルフ場」とは、良物、吐物、吐物等が誤って気管内に入ることをいいます。 「ヨルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいま
- ●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険 ● 「月調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
 ● 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 ● 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

・傷害入院保険金・傷害通院保険金・疾病入院保険金・疾病通院保険金

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間

適用される保険金の名称

· 傷害入院保険金 · 傷害通院保険金 · 疾病入院保険金 · 疾病通院保険金

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをい

- ●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
 ●「無見」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに頬9つものをいいます。 ●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をい

います。

います。)「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、 厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生 労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り ます。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療 機関および運動とまるでであります。 ●「先進医療」とは、

(機関のより過れ延伸は、一般の体験が続くの導入で多談取消費の事由によって、変動します。 ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。 ●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいま

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問 診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診 察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具

察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン**またはアルバトロス**を達成したゴルフ場**に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン**またはアルバトロス**を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

- ●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
 ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性
- 実上婚姻関係と向様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 ●「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
 ●「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り切ります。

- なお、被保険者が 取り扱います。 ●「放射線治療」とは、
- 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- I放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料 の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対 象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表に おいても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 を含みます。

のいても放射線活療科の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。(MS&AADEN) AD型)

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。(日常生活賠償特約) ●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に 該当しません。

ご加入にあたってのご注意

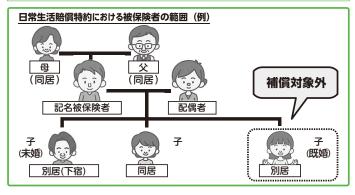
●この保険は大東建託株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 ●お申込人となれる方は大東建託株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。
 ●この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、次のとおりです。
 ●団体総合生活補償保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、大東建託株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。また、団体総合生活補償保険(MS&AD型)においては、上記に加えて被保険者(補償の対象者)の年令が、保険期間の開始の時点で、生後15日以上満89才以下の方に限られます。

(*)ネット手続き画面の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

被保険者の範囲は以下のとおりです。

(a)本人(*1) (b)本人(*1)の配偶者

(カ)本人(*1)の配偶者
(c)同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
(d)別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子)
(e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関う事故に限ります。
(*1)ネット手続き画面の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
(*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。



● この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
● 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
● 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、表表と終続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
● お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
● 団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約)は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおおりです。

事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次の

団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約)の引受割合幹 事:三井住友海上火災保険㈱88.0%

あいおいニッセイ同和損害保険㈱8.0%

損害保険ジャパン㈱ 4.0%

●契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会

約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
< 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・ 損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合に保険契約者等を保護する目的す、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
【病気の補償】保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。。
【ケガの補償】保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。【団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約)】この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその者である保険契約であっても、その被保険者である保険契約であっても、その被保険者であるの間人等がある部分については、上記補償の対象となります。)。保険料を実質的に負担すべきことされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。

に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保

に先生した事故のみじ破を時かつっかけるとに先生した事故にあるか 除金は 100%補償されます。
●団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約)のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがありませ、特徴の第三条と関係の言葉を確認し、性数の第三条を判断のう ます。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のう

まり。伸順的ない定共下は休かからでは、はいい、いかりない。 このは、え、ご加入ください。 < 税法上の取扱い> (2023年11月現在) (団体総合生活補償保険(MS&AD型)) ●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。 ハンド・カロシー・カー・フログラン・フログラ

(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。 (注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合 がありますので、ご注意ください。 ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、 大切に保管してください。 !険金ご請求時のごせ等

保険金ご請求時のご注意

保険金ご請求時のご注意
<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

三井住友海上へのご連絡は

24 時間 365 日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 事故は いち早く

0120-258-189(無料)へ

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特別の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>
日本国内において発生した日常生活賠償特別の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被害者の同意が得ら困れたしまの保険会とは任何則として被保険者のために示談な渉り高いたした。

受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場 合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求する こともできます。

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に

提起された場合 <保険金支払いの履行期>

<保険金支払いの履行期>
●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)(*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3)必要な事項をいいます。
(*3)必要な事項をいいます。
(*3)必要な事項をいいます。
(*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

の代理人かいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その依保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人)さいいます。詳細は(注)をご参照ください。が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

| 微体映ると向店または生ましただにまるるが、学的やれば、 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める 書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書

- 事故原因・損害状況に関する資料
- 事版派33 東日秋がに関する場合 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) 引受保険会社所定の診断書

- 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 死亡診断書

- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約)の場合は以下も合わせて提出が必要です。 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- ◆柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ◆保険金請求権に ついては時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款および特 ご確認ください。
- ◆損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受け る権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD 型))

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいま

- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接 契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされ この休味は、依休味者、(補債の対象者) か事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合) や病気になられたられた。 合(疾病補償特約等をセットした場合) 等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	(○:被保険者	被保険者の範囲 の対象 - : 被保	険者の対象外)	
	本人(*)	配偶者	その他親族	
本人型	0		_	
主な特約	特約[固有の被保険者の	範囲	
疾病補償特約	本人(*)のうち、次	次のすべてに該当る	する方	
先進医療費用 保険金補償特約	・保険期間の開始時点で生後 15 日以上満 89 才以 の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定さ た方			
ホールインワン・ アルバトロス費 用補償特約(団 体総合生活補償 保険用)	本人(*)			

(*)ネット手続き画面の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はこのパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 のパンフレットをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) このパンワレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・ 特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

このパンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険 約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面の保険期間欄にてご確 認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。 お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、このパンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面、普通保険約款・

特約等にてご確認ください。

- 付利等にこと唯能へたさい。 ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- に関いている。 には、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。 な的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはネット手続き画面の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

このパンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退 (解約) に際しては、ご加入時の条件により、保険期間 ご加入の脱退(解約)に除しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
 ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
 ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
 ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約がわたものとなります。 契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は大東建託株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

- (1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)
- □ 大田義務 (ご加入時にの中出いたにく事項)
 被保険者 (補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続き画面に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続き画面の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等(*)に関する情報

- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保 険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、 他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含 みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」
- ③被保険者の健康に関する告知
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご入力のご案内」 をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続き画面の保険金請求歴欄にその内容を必ず入力し
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補 償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。 また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定め なかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払い します。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定め 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 傷害死亡 公金受取-保険金 上記以外・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡とださい。
- ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約し なければなりません。
- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかっ
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当す
 - る行為があったとき ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等
- を発生させ、または発生させようとしたこと。 ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。 ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他
- ③保険契約者または保険金を受り取るハミカル、乗り回因がでしていたの反社会的勢力に該当するとき ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。 ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険

契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更が

あったとき また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要とな

ります。

(*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。 ■複数のご契約があるお客さまへ

ではいて笑ががめるのもとよう。 次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合 生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外 の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することが

あります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなるでとがありますのでご注意ください。

は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の 保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約

3. 補償の開始時期

地期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、このパンフレット記載の方法により払込みください。このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

このパンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保 険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発 生させ、または発生させようとしたこと。 ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求につい て詐欺を行い、または行おうとしたこと。 ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団 関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。 ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過 大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれが あること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保 険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、このパンフレット記載の方法により払込みください。 このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない 場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご
- 契約を解除させていただくことがあります。 契約を解除させていただくことがあります。 (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を 支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)し たときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことが あります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還し ます。

7.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退 (解約) される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社 未経過期間 までお申出ください。 ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約 始期日 解約日 満期日 返れい金を返還させていた 保険期間

返れい金を返還させていた 保険期間 だきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。 ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

このパンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

このパンフレットをご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」 のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。 (1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただい た保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約 後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこ とがあります。

とがあります。
(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項
①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。
ホたな保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。
、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

のり。日本には、本際付い場所ではることでに、利になる保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。 ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。 ることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

大東建託株式会社 総務部保険契約課 email: hokenkeiyakuka@kentaku.co.jp tel: 070-3518-0332 · 070-3531-3026 · 080-5986-0428 ·

070-2160-0720 · 070-7419-7235

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120 - 632 - 277(無料) 「チャットサポートなどの各種サービス 」

https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24 時間 365 日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120 - 258 - 189 (無料)

事故は いち早く



事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。 「インターネット事故受付サービス」は、こちらから

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛 争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契 約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合 には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の 申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- ・受付時間 [平日 9:15 \sim 17:00 (土日・祝日および年末年始を除 きます)
- 携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 にお かけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧く ・詳細は、 ださい。

https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約))

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいま すようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご 不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご 契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接 契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を 負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は 次のとおりです。

主な特約被保険者の範囲 (a)本人^(*1) (b)本人^(*1)の配偶者 (c)同居の親族 (本人(*1)またはその配偶者と同居の 本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および 3親等内の姻族) 日常生活 (d)別居の未婚の子 (本人(*1)またはその配偶者と別居 賠償特約 の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無 能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者

---(*1)ネット手続き画面の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

に関する事故に限ります。

- (*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能 力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま す。 (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時における
- ものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の 場合は、ここでいう同居には該当しません。

保険金をお支払いする場合はこのパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額このパンフレットをご参照ください。

- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) このパンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・ 特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

このパンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険 約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面の保険期間欄にてご確 認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、このパンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実 際にご加入いただく保険料につきましては、ネット手続き画面の保険 料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

このパンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数に より、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約))

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
 ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
 ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
 ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。 契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、大東建託株式会社が保険契約者となる団体契約であるこ -リングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

特にご注意ください

【付にこ注意へにさい】

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続き画面に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続き画面の記載内容を必ずご確認ください。 ずご確認ください。

【告知事項】

【告知事項】 ・他の保険契約等(*)に関する情報 (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、個人賠償責任保険、 団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保 険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続き画面の保険金請求歴欄にその内容を必ず入力してください。

 (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、個人賠償責任
- 保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を 含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、 生命保険契約等を含みます。
- ■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受 保険会社までご連絡ください。

保険会社までご連絡くたさい。 侵数のご契約があるお客さまへ 次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受 保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補 償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象と なる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補 償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約 からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になる ことがあります。補償内容の美界や保険金額等を確認し、特約

ルンの体検エルメれわれない場合がのり、 (法院科が無駄になることがあります。 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<u>すのでご注意ください。</u> <補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償|補償の重複が発生する他の保険契約の例 団体総合生活補償保険 自動車保険

日常生活賠償特約

日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、このパンフレット記載の方法により払込みください。このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後で あっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

このパンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項 目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

- 27全人事団にるの所は 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。 ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。 ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大と

なり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。 ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保 険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、このパンフレット記載の方法により払込みください。このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。 (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときにはまれるの公割保険料を書きませませていただくことがあります。
- は、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効と なります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退 (解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者また

- ご加入を中速で脱退 (解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
 ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。
 ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。
 ・追加の保険料をご書すをさせて
- 追加の保険料をご請求をさせて いただいたときには、その保険

料を払込みいただく必要があり始期日 ます。

解約日 満期日 保険期間

8. 保険会社破綻時等の取扱い

このパンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

このパンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

大東建託株式会社 総務部保険契約課 email: hokenkeiyakuka@kentaku.co.jp

tel: 070-3518-0332 · 070-3531-3026 · 080-5986-0428 · 070-2160-0720 · 070-7419-7235

「三井住友海上お客さまデスク」0120 - 632 - 277 (無料) 「チャットサポートなどの各種サービス」

https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。



遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24 時間 365 日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センタ・ 0120 - 258 - 189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。 「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛 争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契 約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合 には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の 申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- ・受付時間 [平日 9:15 \sim 17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)] ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけくだ さい。
- るかけ間違いにご注意ください。 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書ご入力のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、ネット手続き画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力ください。

- <継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関するを告知をいただく必要はありません。> (*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1.健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ま たは団体構成員ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答くださ い。

※ネットでお手続きされる場合は、申込人が被保険者のご回答を代理

して告知ください。 (注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうち のいずれかの方がご回答ください。

2.正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、 事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取 消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.ネット手続き画面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなりま
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずネット手続き画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力にてご回答いただきますようお願い します。

4.健康に関する告知が必要な方

- · 「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があり ます。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)	回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
0	0	0	×

「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下 の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療費用保険金補償特約

5.現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を 検討されているお客さまへ_

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。 現在のご契約を解約・滅額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6.保険期間の開始前の発病等のお取扱い_

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用 保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保 います。
- (*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。 と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放 射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7.その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
 ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続しただけない場合があります。 継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

●継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があ ります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、ネット手続き画面の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コード に属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*) お支払対象処となる疾病コードと医学上田里関係が認められる疾病・症状についても対象処となります。

(*)の文面が家がこのの大阪コードに区子工図未展所が記録り作の大阪、近代にしいての対象がこのりより。	
特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合>
先進医療費用 保険金補償特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 ネット手続き画面の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご入力ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合】

ネット手続き画面にて、再度現在の健康状況について告知入力をお願いします。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記から アクセスいただけます。





ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保 険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を 正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者また は引受保険会社までお問合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。 「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由 (主契約、セットしている特約を含みます。) 保険金額(ご契約金額) 保険期間(保険のご契約期間) 保険料・保険料払込方法

2. ネットでお手続きいただく際は、入力漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、手続画面に正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。

皆さまがご確認ください。

- ●「生年月日」または「年令」「性別」は正しくご入力いただいていますか? または、事前に表示されている内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ●「他の保険契約等」「保険金請求歴」項目は正しくご入力いただいていますか?
- ●被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知」項目に正しくご入力いただいていますか? *ご加入いただく保険商品によっては、上記の欄がない場合がございます。その際は、ご確認不要です。
- 3. 次のいずれかに該当する場合にはネットでのお手続が必要ですのでご確認ください。
 - ●この保険制度に新規加入される場合
 - ●既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
 - ●既にご加入されているがご継続されない場合

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ (https://www.ms-ins.com) または引受保険会社のホームページをご覧ください。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が 簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



お問合わせ先

■代理店・扱者 大東建託株式会社 総務部保険契約課

東京都港区港南2-16-1

email: hokenkeiyakuka@kentaku.co.jp tel:070-3518-0332•070-3531-3026• 080-5986-0428•070-2160-0720• 070-7419-7235

■引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社企業営業第一部第四課 【TEL】03-3259-3090